

議案第94号

大阪市国民健康保険事業費納付金等準備基金条例案

(設置)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する資金等を積み立てるため、大阪市国民健康保険事業費納付金等準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、国民健康保険事業会計の歳計剰余金の全部又は一部をもって積み立てる。

2 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(有価証券による運用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(施行の細目)

第4条 基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月28日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

国民健康保険事業費納付金の納付に要する資金等を積み立てる基金を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2-7 省 略

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。